

大阪府内 定期報告制度 参考対象建築物



各用途の規模についての具体例
(国、府所有建築物等を除く。)

R2年6月現在
大阪府内建築行政連絡協議会

学

対象となる条件 (建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える場合に限り)

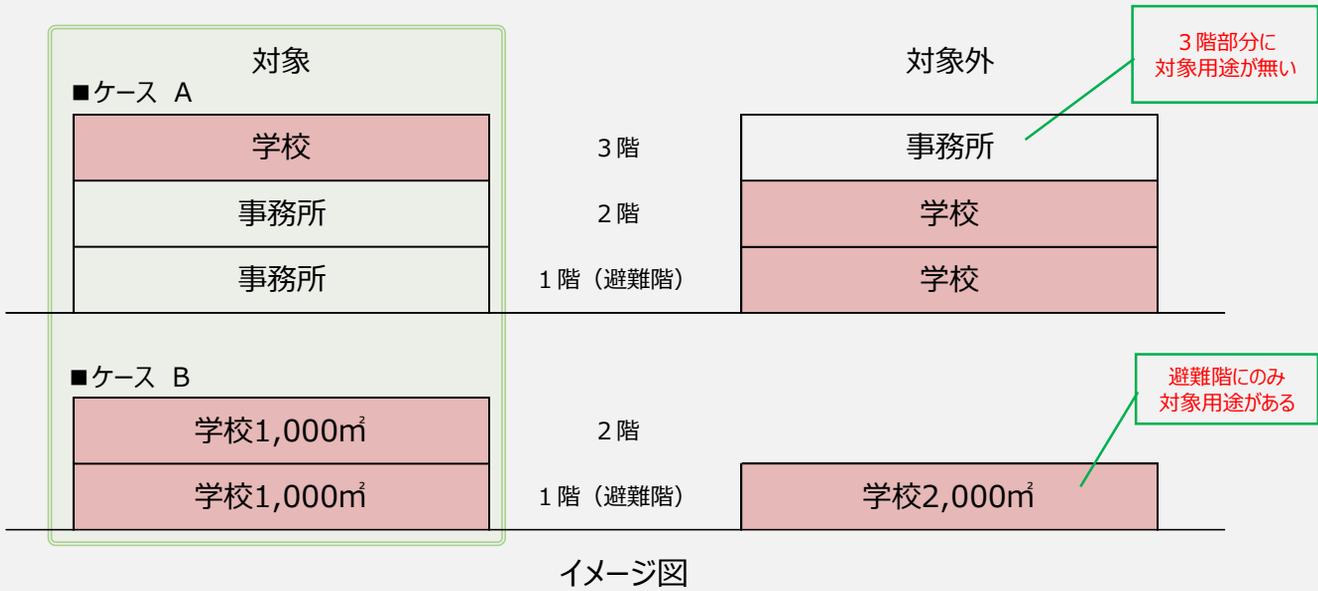
ケースA 3階以上に対象用途に供する部分がある建築物

ケースB 対象用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く(ケースA~Bに適用)

【根拠条文】

建築基準法第6条第1項第一号+令第16条第2項のうち府内特定行政庁が指定している建築物



事

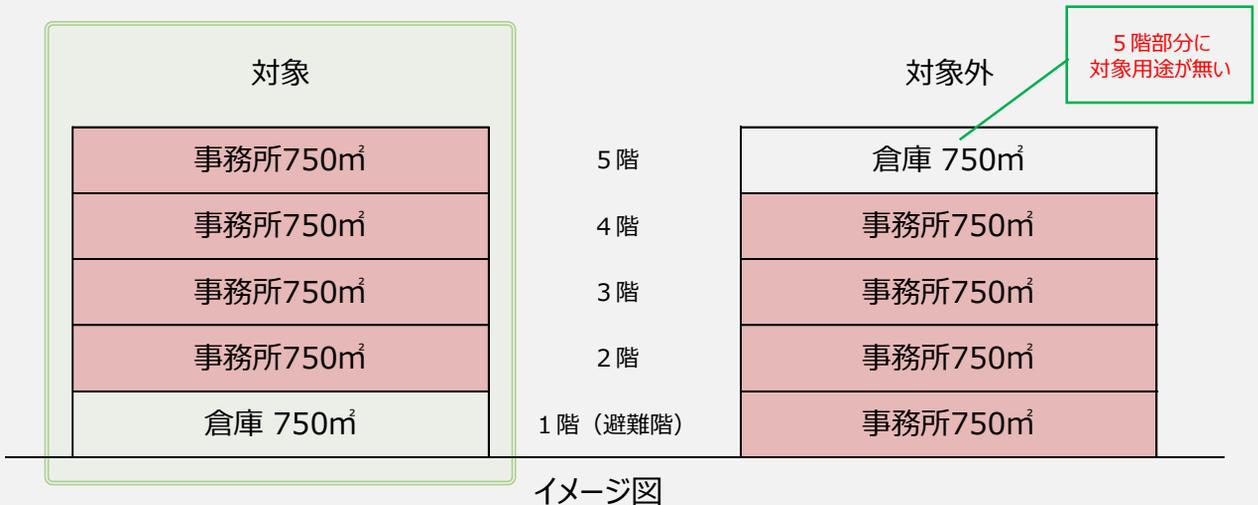
対象となる条件

5階以上に対象用途に供する部分があり、

対象用途に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

ケースA 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

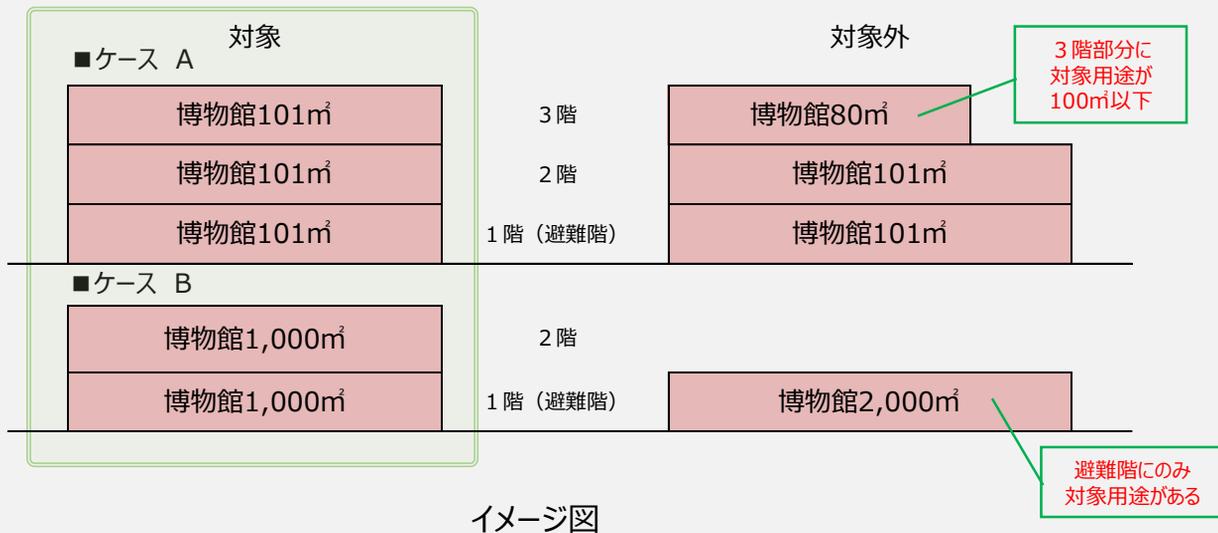
ケースB 対象用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA~Bに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第四号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

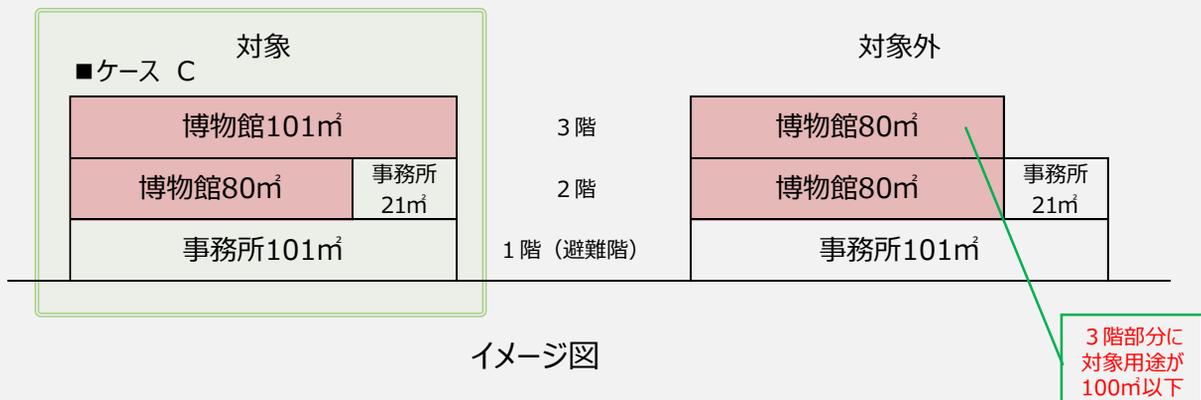
対象となる条件

ケースC 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



集・映 ①

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

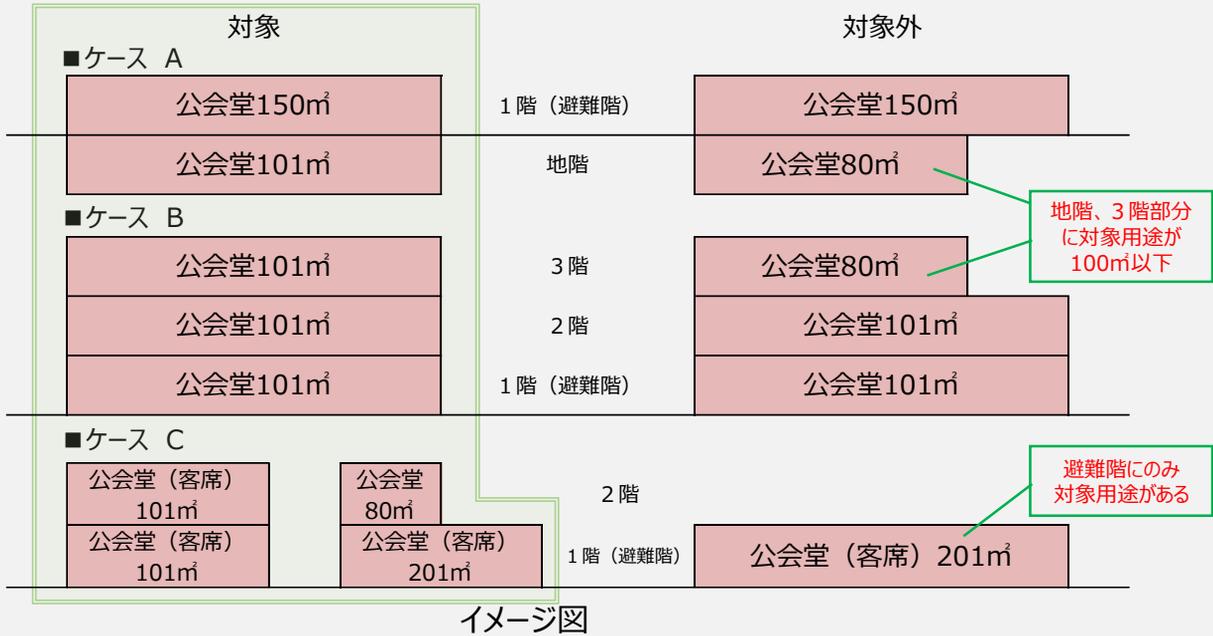
- ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースC 客席部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA～Cに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第一号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

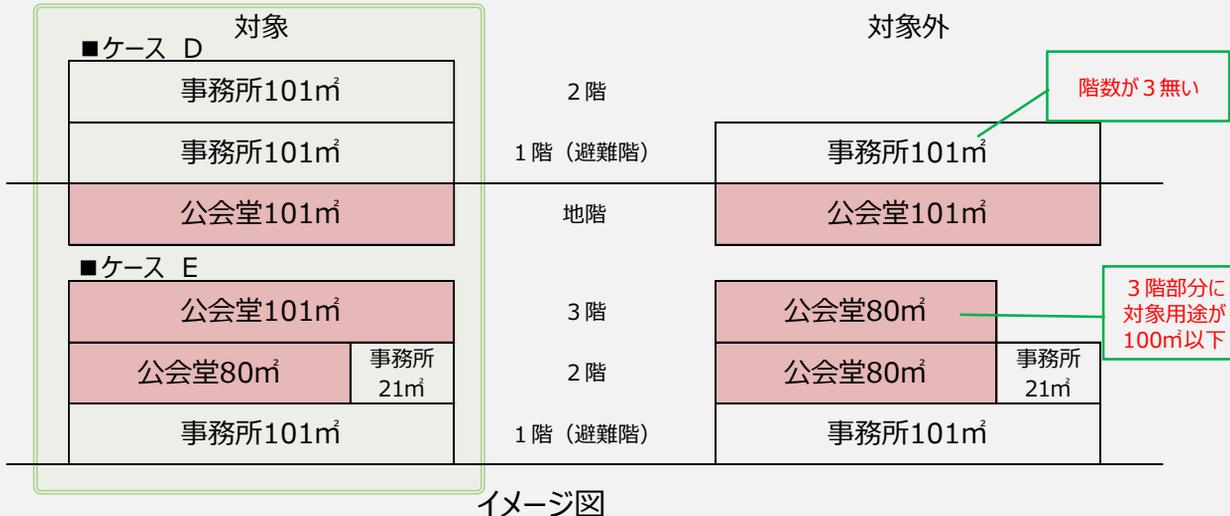
対象となる条件

- ケースD 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースE 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

※避難階にのみその用途がある場合は除く（ケースD～Eに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

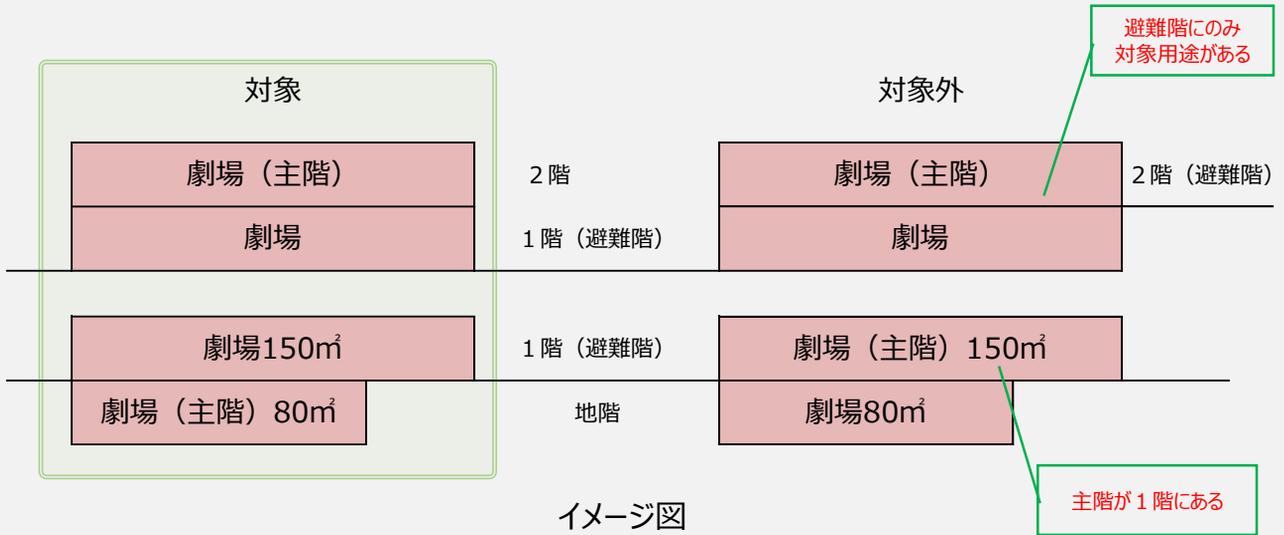
主階が1階にない建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第二号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

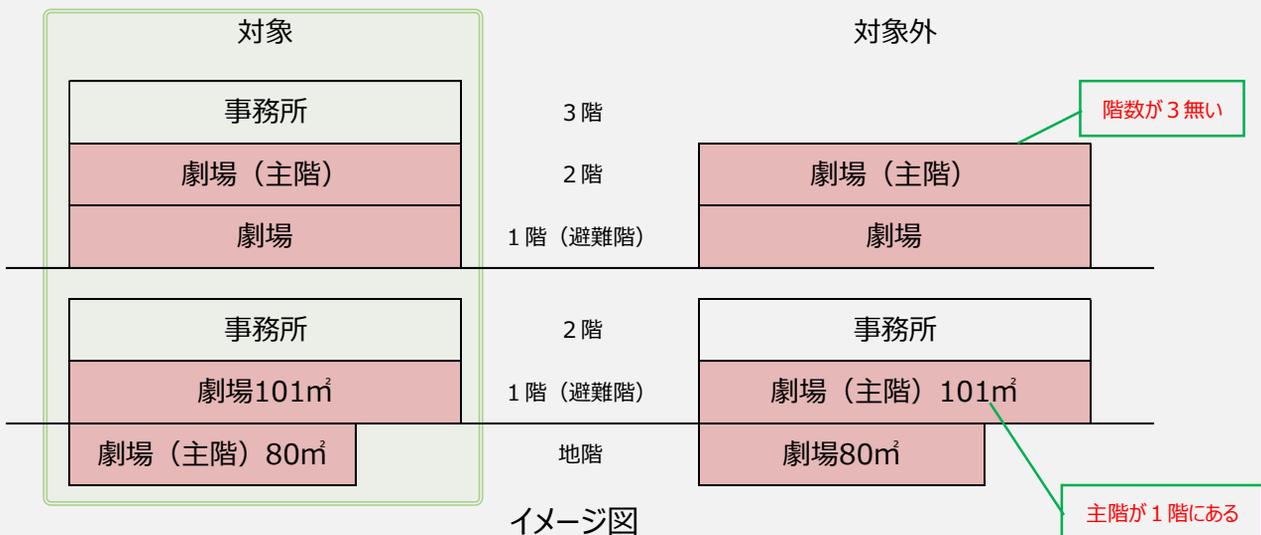
対象となる条件

階数が3以上であり主階が1階にない建築物

※避難階にのみその用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



旅・病・診・児・寄特・共特

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

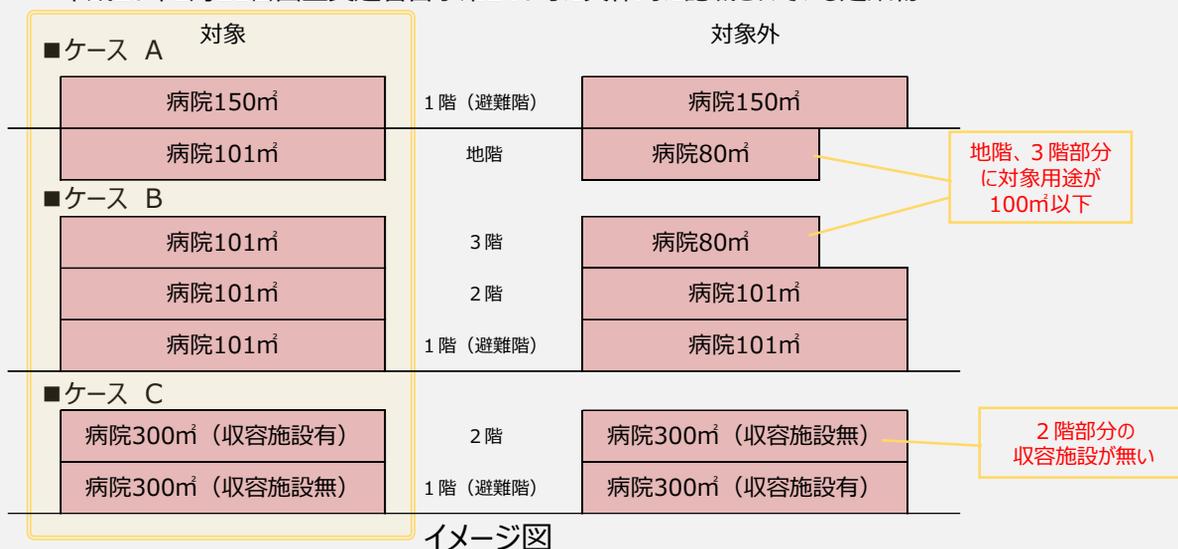
対象となる条件

- ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースC 2階部分の対象用途に供する床面積の合計が300㎡以上の建築物
(ケースCの病院、診療所は2階部分に収容施設がある場合に限る)
- ケースA) **病・診・児・寄特・共特**の防火設備については、上記ケースに関わらず対象
※避難階にのみ対象用途がある場合は除く(ケースA~Cに適用)

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第三号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



地階、3階部分
に対象用途が
100㎡以下

2階部分の
収容施設が無い

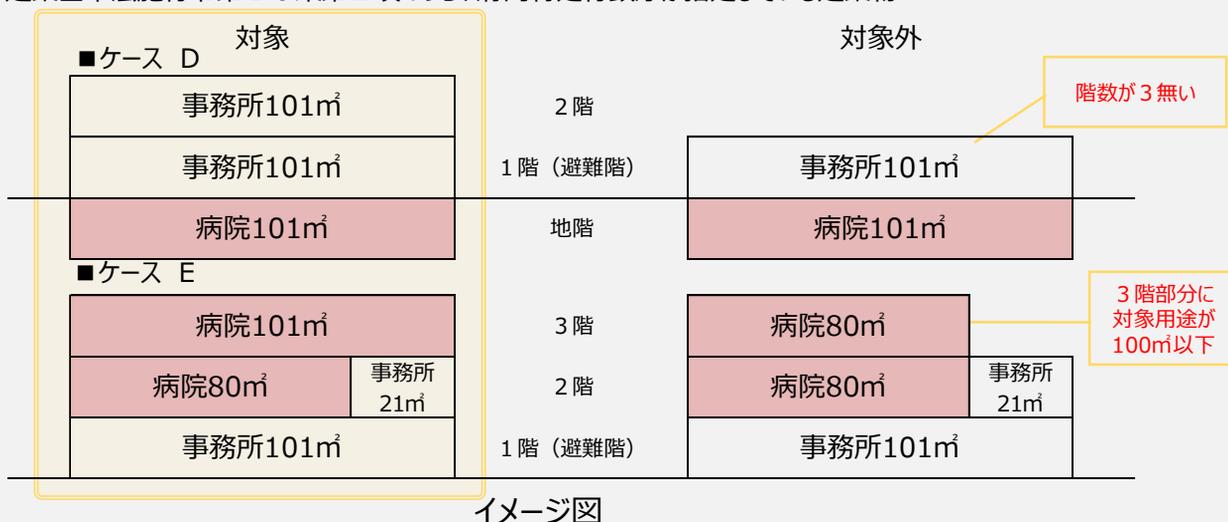
◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

対象となる条件

- ケースD 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースE 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
※避難階にのみその用途がある場合は除く(ケースD~Eに適用)

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



階数が3無い

3階部分に
対象用途が
100㎡以下

百・飲・遊・浴・混

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

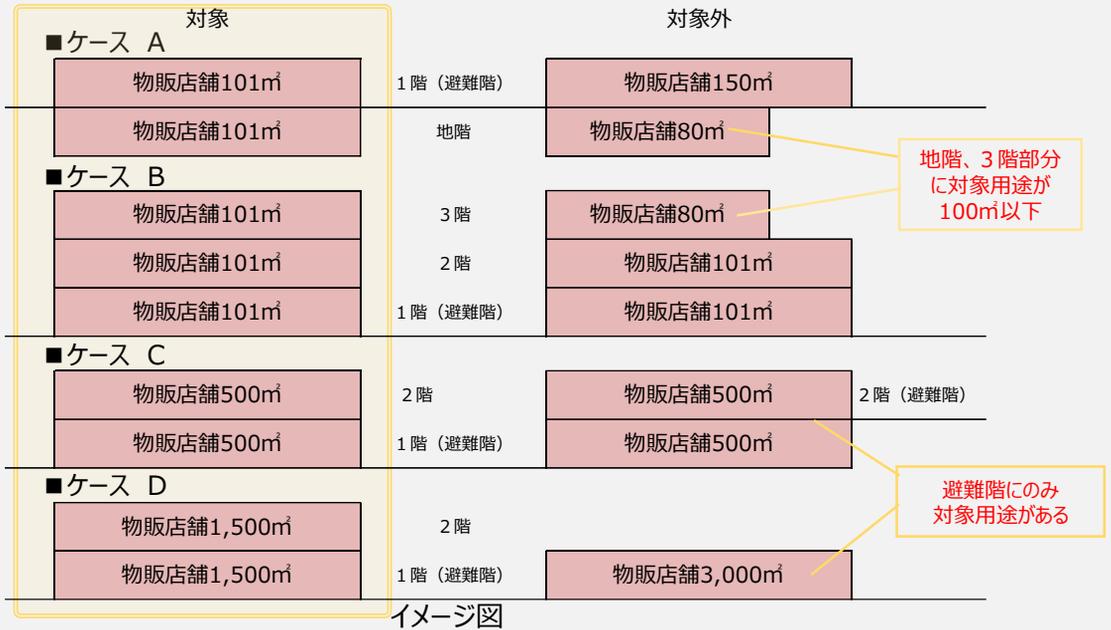
- ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースC 2階部分の対用途に供する床面積の合計が500㎡以上の建築物
- ケースD 対用途に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物

※避難階にのみ対用途がある場合は除く（ケースA～Dに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第三号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

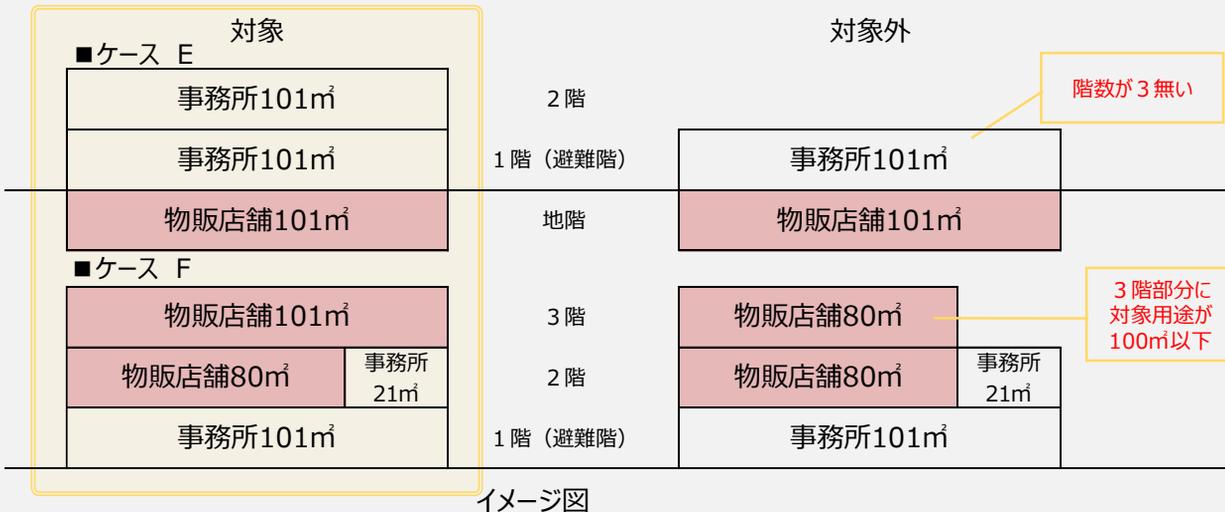
対象となる条件

- ケースE 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースF 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

※避難階にのみその用途がある場合は除く（ケースE～Fに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



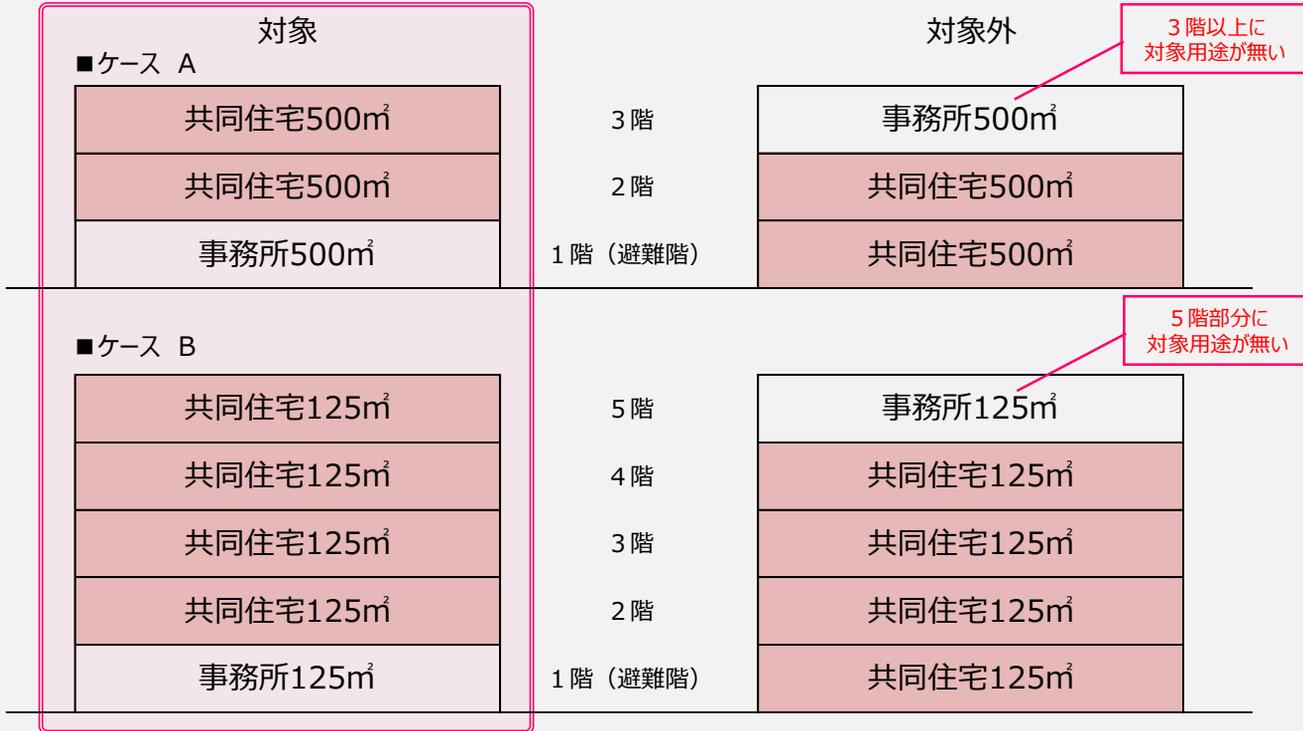
寄・共

対象となる条件

- ケースA 3階以上に対象用途に供する部分があり、
対象用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の建築物
- ケースB 5階以上に対象用途に供する部分があり、
対象用途に供する床面積の合計が500㎡以上の建築物

【根拠条文】

建築基準法第6条第1項第一号のうち府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図

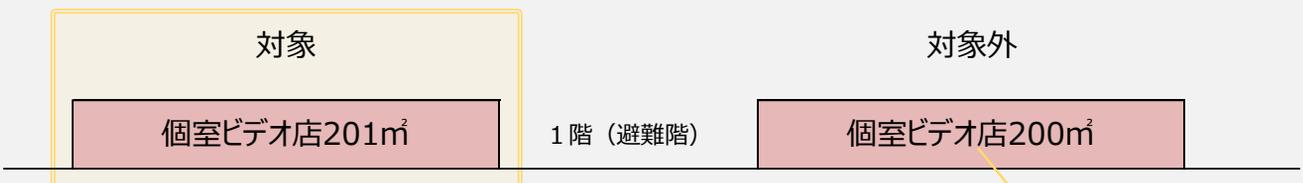
遊個

対象となる条件

対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える建築物

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図

対象用途が
200㎡以下